

平成26年7月17日

各 位

会 社 名 株式会社甲府大一実業

代表者名 代表取締役社長 石井 均

公正取引委員会に対する審判請求等について

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 審判請求について

公正取引委員会、平成 26 年 6 月 19 日付、排除措置命令および課徴金納付命令は、事実関係ならびに法律的な論点にきわめて大きな疑義があり、到底承服できるものではないことから、独占禁止法の規定に基づき、公正取引委員会に対し、審判請求を行います。

2. 排除措置命令の執行の免除申立てについて

1. の理由により、独占禁止法の規定に基づき、東京高等裁判所に対し、排除措置命令の執行の免除申立てを行います。

以 上